合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　一四八頁（号外第一九四号）

令和七年九月五日

東京都江戸川区中央四丁目一六番二五号

（甲）株式会社ミハシ

代表取締役　三橋　由和

岐阜県瑞浪市上野町一丁目一一番地の三

ベルメゾン瑞浪Ⅰ、一階

（乙）合同会社ＧｕｔＬｅｂｅｎ

代表社員　三橋　由和

任意清算公告

当法人は、令和七年八月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月五日

大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号

ＭＹＫ税理士法人

代表社員　三浦　善弘

定款変更及び株式併合につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。また、当社は、株式四十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。なお、株式併合の効力発生日は令和七年九月二十六日であり、同日における発行可能株式総数は二十株となります。

令和七年九月五日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番地三

株式会社ユー・システム・クリエイション

代表取締役　大胡　真明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千五百二十二万三千三百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年九月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＯＴＳ　Ｏｎｅ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　九十一頁（号外第五十九号）

令和七年九月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　トーメイ特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和六年五月三十一日（号外第一三二号）掲載の西日本高速道路株式会社に係る高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告中、四十二ページ「２．のうち，」とあるのは「１．［３］のうち，」の誤りにつき、訂正します。

令和七年九月五日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　芝村　善治

正　誤

令和六年十一月二十一日（号外第二百七十一号）公布国土交通省令第百号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一五ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条　（略）

２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、第九条第一項第二号イ及びロに掲げるものであること。

三　（略）

同ページ改正前欄終りから一六行目の前に次を加える。

（ホテル又は旅館の客室）

第十条　（略）

２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三　（略）

ページ	段	行	誤	正
七	上	二二	法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令和七年三月十一日（号外第四十八号）環境省告示第二十二号（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇ページ改正前欄二行目から七行目までは次のとおりの誤り。

塩素化合物のうち4－M_1CB，2，4′－D_2CB，2，4，4′－T_3CB，2，2′，5，5′－T_4CB，2，2′，4，5，5′－P_5CB，2，3′，4，4′，5－P_5CB，2，3，4，4′，5′－H_6CB，2，2′，4，4′，5，5′－H_6CB，2，2′，3，3′，4，4′，5，5′－H_7CB，2，2′，3，3′，4，4′，5，5′，6－N_8CB及び2，2′，3，3′，4，4′，5，5′，6，6′－D_{10}CB

二五ページ改正前欄終りから三行目の「ノルマルヘキサン」は「ノルマルヘキサン」の誤り。

令和七年八月八日官庁報告欄法務省告示配第七十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

九ページ三段一行目から三行目までを削除する。